

立憲主義におけるCSRの位置づけ

金子 匡良

1. 立憲主義の変転

- ①**原始立憲主義**：政治権力の制限 → 特権階級の権利擁護
- ②**初期立憲主義**：政治権力の制限 → 市民の権利擁護
- ③**近代立憲主義**：政治権力の制限 + 民主的プロセスの確保 → 市民の権利擁護
- ④**現代立憲主義**：政治権力の制限・促進 + 社会的権力の制限 + 民主的プロセスの確保
→ 市民の権利擁護

2. 立憲主義が前提とする経済秩序

- ・立憲主義におけるCSRの評価は、立憲主義がどのような経済秩序と親和的であると考えられるかに関わる。
- ・立憲主義がどのような経済秩序と親和的であるか考えるかは、何が立憲主義の本質であると捉えるかによって変わってくる。

(a) 古典的自由主義経済秩序（阪本昌成・安念潤司）

立憲主義の本質を「政治権力の制限 → 市民の権利擁護」に見る

⇒ 国家による経済活動の規制に消極的

⇒ 市場における「自生的秩序」への期待（ハイエク主義）

⇒ CSRはそれが自生的な場合は認められるが、他律的な場合は認められない

(b) 社会国家的経済秩序（棟居快行・中島徹・杉原泰雄・判例）

立憲主義の本質を「政治権力の制限・促進 + 社会的権力の制限 → 市民の権利擁護」に見る

⇒ 国家による経済活動の規制に積極的

⇒ 政府による「秩序だった市場」の構築への期待

⇒ CSRに肯定的

(c) 社会主義的経済秩序

立憲主義の本質を「社会的権力の制限 → 市民（労働者階級）の権利擁護」に見る

⇒ 国家による経済活動の規制（全面的統制）を要請

⇒ 政府による「市場によらない秩序」の構築への期待

⇒ CSR成立の前提条件を欠く

(d) プロセス権利論的経済秩序（松井茂記）

- 立憲主義の本質を「民主的プロセスの確保 → 市民の権利擁護」に見る
- ⇒ 政府が経済活動についてどのような役割を果たすかは政治の問題であって、立憲主義の問題ではない
- ⇒ 国家による経済活動の規制に中立的 ⇒ 特定の経済秩序を想定しない
- ⇒ **CSR に中立的**

(e) コミュニタリアニズム的経済秩序

- 立憲主義の本質を「コミュニティにおける熟議と共通善の発見 → 市民の権利擁護」に見る
- ⇒ 共通善としての自由・平等・福祉・環境等の重視
- ⇒ 熟議を通じた「共通善に基づく市場秩序」の構築への期待
- ⇒ **CSR に肯定的（?）**

- ・ CSR を肯定的に取り込める立憲主義は(b)(e)の経済秩序と結びつく立憲主義のみ。

3. ポスト現代立憲主義の可能性

- ・ そもそも立憲主義の議論と CSR の議論は、「議論の土俵」がズレていないか？

- 立憲主義 ⇒ 国家の主権と領域が前提
 - ⇒ 「政治権力の制限・促進」「社会的権力の制限」は国家主権を背景として、国家の領域内でしか実効性を持たない（一国立憲主義）
- CSR ⇒ 企業の経済活動は国家の領域に留まらない。とりわけ現在の CSR は多国籍企業の発展を背景としている。

- ・ ズレを埋める方策 ⇒ ポスト現代立憲主義の模索
 - ①立憲主義のグローバル化
 - ⇒ 人権の国際的保障、グローバル立憲主義、CSR の国際規範化・・・etc.
 - ②CSR を取り込める一国立憲主義の模索
 - ⇒ 「社会的権力の促進・誘導」という要素の組み込み
- ・ ポスト一国立憲主義：政治権力の制限・促進 + 社会的権力の制限・促進・誘導 + 民主的プロセスの確保 → 市民の権利擁護
- ・ ポスト一国立憲主義では、「規制主体としての政府」だけでなく、「誘導主体としての政府」が顕在化し、政策手法として誘導的手法とコミュニケーション手法が重視され、政策手段としてのソフトローが重要な役割を担う。

4. 「規制と給付」論からの示唆

- ・「規制と給付」論

表現の自由に関する憲法理論のひとつ。表現の自由の侵害を政府による規制によるものだけに限定せず、必要な給付を行わないこと（e.g. 公民館を使用させない）や、給付に条件を付すことなど、給付の場面でも表現の自由の侵害が生じ得ることを主張する。

- ・「規制と給付」論においては、当該給付を行うことによって、政府が個人の自由を実質的に保障するという新たな義務を負ったと考えられる場合には、給付を行わないことが表現の自由の侵害になると考える。

- ・「規制と給付」論は、表現の自由に関する違憲審査の枠組みを示すものであるが、ここから「CSRを誘導・促進する政府」の責務を見出すことはできないか？

- ・憲法 22 条 1 項の職業選択の自由・営業の自由、および 29 条の財産権の保障

⇒ 私有財産制＋市場主義経済の保障を要請

⇒ 市場における政府の第一次的義務：公正な市場秩序を保つために、企業の自由な経済活動を規制してはならない（＝自由国家的義務）

※ここでの「公正」は自由権の保障

⇒ 寡占・独占・不当支配等による自由競争の阻害

⇒ 市場における政府の第二次的義務：公正な市場秩序を保つために、企業の経済活動を規制しなければならない（＝社会国家的義務）

※ここでの「公正」は自由権＋社会権の保障

⇒ グローバル化に伴って生じた国家の規制権限が及ばない問題群

⇒ 市場における政府の第三次的義務：公正な市場秩序を企業自らが保つために、企業の経済活動を誘導・促進しなければならない（＝ポスト現代立憲主義的責務）

※ここでの「公正」は自由権＋社会権＋ESGの保障

- ・第一次的義務・第二次的義務は規制の問題なのに対して、第三次的責務は給付の問題

⇒ 第三次的責務は裁量の問題と捉えられがち

- ・しかし、資本主義国家の憲法が、私有財産制＋市場主義経済の保障を要請し、その延長線上に公正な市場秩序の維持を求める以上、ここでの規制と給付は同価値とみなすべき。

⇒ 立憲主義における CSR の位置づけ

5. 今後の研究課題

①立憲主義の土台となった政治思想家たちの経済秩序観

e.g. ロック、ルソー、モンテスキュー

②現代経済思想における立憲主義および CSR の位置づけ

e.g. 新制度派経済学における「制度」としての立憲主義・人権・CSR
厚生経済学・公共経済学における立憲主義・人権・CSR